

財政リスクの分散・軽減策

- 全市町村が加入する都道府県単位の広域連合が財政運営を行うことにより、財政運営の安定化を図るほか、次のような財政リスクの分散、軽減措置を講ずる。

(保険料徴収リスク)

- ・ 給付費のうち9割は、公費と後期高齢者支援金により賄うこととしており、保険料収入で対応すべき部分は1割のみ
- ・ 1割部分についても、
 - ア 年金天引きを導入することなどにより、平均的には99%の徴収が確保される見込みであるほか、
 - イ 1%の未納リスクについても、都道府県に設置された財政安定化基金により貸付を行うとともに、
 - ウ 通常の徴収努力で徴収できない場合には、未納分の半額を財政安定化基金から交付することとしている。

各保険者の給付費



(給付増リスク)

- ・ 給付費のうち9割は、公費と後期高齢者支援金により賄うこととしており、保険料収入で対応すべき部分は1割のみ。
- ・ 高額な医療費については、その2分の1を国・都道府県が負担
- ・ さらに見込み以上の給付増について、都道府県に設置された財政安定化基金により貸付

各保険者の給付費の見込み

